

国分寺市まちづくりコンサルタント登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国分寺市まちづくりコンサルタント派遣要綱（平成16年要綱第25号）に基づき、派遣を行うコンサルタントの登録等について必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 コンサルタントの登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は旧大学（大正7年勅令第338号）による大学において、都市計画、建築、土木又は環境に関する課程を修め、かつ、それらに関し5年以上の実務経験を有する者
- (2) 都市計画又は建築について10年以上の実務経験を有する者
- (3) 技術士（建設部門）、一級建築士、弁護士、税理士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、マンション管理士、土地区画整理士又は再開発プランナーの資格を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、まちづくりについて一定の知識経験を有すると市長が認める者

(登録の申込み等)

第3条 登録の申込みをしようとする者は、まちづくりコンサルタント登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

- (1) 経歴書（様式第2号）
- (2) 前条各号に掲げる事項に該当する旨を証する書類
- (3) まちづくりコンサルタント登録票（閲覧用）（様式第3号）

2 市長は、前項の申込みがあったときは、登録の可否について、まちづく

りコンサルタント登録通知書（様式第4号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

3 前項の規定により登録された者は、申込書又はその添付書類の内容に変更があったときは、まちづくりコンサルタント登録申込内容等変更届出書（様式第5号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
(登録の期間等)

第4条 登録の期間は、当該登録の日から翌々年度末までとする。

2 登録を更新しようとする者は、登録の期間が満了する日までに申込書を市長に提出しなければならない。
(登録の取消し)

第5条 市長は、登録された者が次の各号いずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条各号に該当しなくなったと認めるとき
- (2) 登録を取り消す旨の申出があったとき
- (3) まちづくりコンサルタントとして登録することが社会通念上適切ではないと認められるとき

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月7日から施行する。